七　「ＴＤＭパイロット2信号」とは、ＴＤＭパイロット1シンボルを補うための信号をいう。
八　「ＴＤＭパイロット2シンボル」とは、ＴＤＭパイロット2信号から生成されるシンボルをいう。
九　「ＴＰＣ信号」とは、伝送主シンボル及びＯＩＳシンボルの境界を示すための信号をいう。
十　「ＴＰＣシンボル」とは、ＴＰＣ信号から生成されるシンボルをいう。
十一　「ＦＤＭパイロット信号」とは、同期変調による伝送主シンボル又はＯＩＳシンボルのための復調基準信号をいう。
十二　「ＦＤＭパイロットシンボル」とは、ＦＤＭパイロット信号から生成されるシンボルをいう。
十三　「スタッフ信号」とは、伝送主シンボルのシンボル数の調整のために付加される信号をいう。
十四　「スタッフシンボル」とは、スタッフ信号から生成されるシンボルをいう。
十五　「ＰＰＣ信号」とは、送信局の位置情報や送出タイミングに関する情報により構成される信号をいう。
十六　「ＰＰＣシンボル」とは、ＰＰＣ信号から生成されるシンボルをいう。
十七　「ＳＰＣ信号」とは、変調波の伝送制御に関する信号をいう。
十八　「ＳＰＣシンボル」とは、ＳＰＣ信号から生成されるシンボルをいう。

（周波数帯幅等）

第三十五条　使用する周波数帯幅は、四・六二五ＭＨｚ、五・五五ＭＨｚ、六・四七五ＭＨｚ又は七・四ＭＨｚとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（多重化）

第三十六条　符号化信号は、次の各号により伝送するものとする。
一　符号化された映像信号、音声信号、データ信号及びメタデータ信号（放送番組の内容又は配列に係る情報を除く。）は任意の長さでグループ化し、その構成はサービスパケット（別表第二十七号に示す同期パケット（他のパケットと同期する機能を有するパケットをいう。以下同じ。）又はファイル伝送パケット若しくはＩＰパケット等をいう。以下同じ。）によるものとする。
二　サービスパケットによる情報及び放送番組の内容又は配列に係る情報は、別表第二十八号に示すトランスポートフレームにより伝送する。
三　トランスポートフレームによる情報、関連情報のうち総務大臣が別に告示で定める共通情報及び放送番組に関する権利を示す情報は別表第二十九号に示すデータチャネルＭＡＣプロトコルカプセルにより伝送する。
四　データチャネルＭＡＣプロトコルカプセルによる情報は、一二二バイトごとに分割し、別表第三十号に示す物理層パケットにより伝送する。

2　符号化信号の伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。
一　放送番組を構成する符号化信号を伝送するデータチャネルＭＡＣプロトコルカプセルを示すＦＤＭ
二　隣接する放送局に関する情報を伝送するＥＮＬＤＭ
三　次条に規定するスーパーフレームの構成に関する情報を伝送するＯＩＳ

3　ＦＤＭ及びＥＮＬＤＭは、次の各号により伝送するものとする。
一　当該信号は、別表第三十一号に示すコントロールプロトコルパケットにより伝送する。
二　コントロールプロトコルパケットは、別表第三十二号に示すコントロールチャネルＭＡＣプロトコルカプセルにより伝送する。
三　コントロールチャネルＭＡＣプロトコルカプセルは、一二二バイトごとに分割し、物理層パケットにより伝送する。

4　ＯＩＳは、一二二バイトごとに分割し、物理層パケットにより伝送する。

5　トランスポートフレーム、データチャネルＭＡＣプロトコルカプセル及びコントロールプロトコルパケットの送出手順、第二項各号に定める伝送制御信号の構成並びに関連情報のうち共通情報の構成及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

6　第三条の規定は選択帯域伝送放送には適用しない。

（搬送波の変調等）

第三十七条　搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成るスーパーフレーム（以下この節、別表第三十四号及び別表第三十五号において「スーパーフレーム」という。）を逆高速フーリエ変換し、別表第三十三号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第三十四号に掲げる方程式によるものとする。
一　伝送主シンボル
二　ＴＤＭパイロット1シンボル
三　ＷＩＣシンボル
四　ＬＩＣシンボル
五　ＴＤＭパイロット2シンボル
六　ＴＰＣシンボル
七　ＯＩＳシンボル
八　ＦＤＭパイロットシンボル
九　スタッフシンボル
十　ＰＰＣシンボル
十一　ＳＰＣシンボル

2　スーパーフレームにおける前項各号に定めるシンボルの配置は、別表第三十五号に示すとおりとする。

3　ガードインターバル比（別表第三十四号に示すフラットガードインターバル期間長の有効シンボル期間長に対する比率をいう。）は、伝送主シンボル、ＴＰＣシンボル、ＯＩＳシンボル、ＦＤＭパイロットシンボル及びスタッフシンボルにおいては四分の一、十六分の三、八分の一又は十六分の一とし、ＴＤＭパイロット1シンボル、ＷＩＣシンボル、ＬＩＣシンボル及びＳＰＣシンボルにおいては八分の一、ＴＤＭパイロット2シンボルにおいては四分の一又は八分の一とし、ＰＰＣシンボルにおいては二分の一とする。

（伝送主シンボル）

第三十八条　伝送主シンボルは、四相位相変調及び十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行う伝送主信号においては一のデータチャネルＭＡＣプロトコルカプセル、十六値直交振幅階層変調のためのキャリア変調マッピングを行う伝送主信号においては二のデータチャネルＭＡＣプロトコルカプセルごとに分割された伝送主信号について、それぞれ別表第三十六号に示す四相位相変調、十六値直交振幅変調又は十六値直交振幅階層変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとする。

（ＴＤＭパイロット1シンボル等）

第三十九条　ＴＤＭパイロット1シンボル、ＷＩＣシンボル、ＬＩＣシンボル、ＴＤＭパイロット2シンボル、ＴＰＣシンボル、ＦＤＭパイロットシンボル、スタッフシンボル、ＰＰＣシンボル及びＳＰＣシンボルは、それぞれＴＤＭパイロット1信号、ＷＩＣ信号、ＬＩＣ信号、ＴＤＭパイロット2信号、ＴＰＣ信号、ＦＤＭパイロット信号、スタッフ信号、ＰＰＣ信号及びＳＰＣ信号について別表第三十六号に示す四相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されるシンボルとする。

（ＯＩＳシンボル）

第四十条　ＯＩＳシンボルは、伝送ＯＩＳ信号について、別表第三十六号に示す四相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されるシンボルとする。

（伝送主信号）

第四十一条　伝送主信号は、物理層パケット（ＯＩＳを伝送するものを除く。）を単位として生成される信号であり、その構成及び送出手順は別表第三十七号に示すとおりとする。